

10万6000人!

年金598億円支給漏れ

※ H29.9.14付 読売新聞より

主な対象者は共済組合加入者の配偶者

※共済組合とは・・・公務員や私立学校の教職員等が加入しています。

夫(妻)が共済組合に20年以上加入。

はい



配偶者が65歳以上かつ年金加入期間が20年未満である。

はい



夫(妻)は昭和61年4月以降に退職をした。

はい



配偶者の「年金証書」の加給年金額または加算額の欄および「年金額改定通知書」の振替加算額の欄に金額が記載されていない。(裏面参照)

はい



支給漏れの可能性がありますので、JAへご相談ください。

支給漏れのおそれがある主なケース

- 夫(妻)が公務員や私立学校の教職員として20年以上勤続
- 妻(夫)の厚生年金や共済年金の加入期間は20年に満たない
- 妻(夫)が65歳になった時点で、夫(妻)に扶養されている
- 妻(夫)が1926年(大正15年)4月2日以降生まれで、現在65歳以上
- 妻(夫)が年上で、夫が年金を受け取るようになった後、妻(夫)が年金機構に必要な届け出をしていない

左記に該当しない場合でも、ご相談承ります。お気軽にJAへご連絡下さい。

日本年金機構の相談窓口、専用ダイヤルは大変混み合っています。JAでは社労士を通じて皆さまの大切な年金について無料で調査いたします。

☀️ 電話で口座番号などをお聞きすることはありません。

☀️ 振り込め詐欺にご注意ください。